

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は23万7,000円、申立期間②は25万7,000円、申立期間③は23万2,000円、申立期間④は21万5,000円、申立期間⑥は24万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を22万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年6月28日
⑤ 平成19年6月29日
⑥ 平成19年12月19日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑥について、銀行から提出された預金取引明細表及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、22万円から30万円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、21万5,000円から25万7,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は23万7,000円、申立期間②は25万7,000円、申立期間③は23万2,000円、申立期間④は21万5,000円、申立期間⑥は24万5,000円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤について、賞与関連資料から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（22万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は14万2,000円、申立期間②は16万3,000円、申立期間③は13万円、申立期間④は12万7,000円、申立期間⑥は13万7,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を13万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年6月28日
⑤ 平成19年6月29日
⑥ 平成19年12月19日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑥について、銀行から提出された預金取引明細表及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、13万円から19万円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、12万7,000円から16万3,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万2,000円、申立期間②は16万3,000円、申立期間③は13万円、申立期間④は12万7,000円、申立期間⑥は13万7,000円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤について、賞与関連資料から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（13万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は23万7,000円、申立期間②は25万7,000円、申立期間③は23万2,000円、申立期間④は23万円、申立期間⑥は24万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を23万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年6月28日
⑤ 平成19年6月29日
⑥ 平成19年12月19日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑥について、申立人から提出された預金取引明細表及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、23万5,000円から30万円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、23万円から25万7,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は23万7,000円、申立期間②は25万7,000円、申立期間③は23万2,000円、申立期間④は23万円、申立期間⑥は24万5,000円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤について、賞与関連資料から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（23万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は12万4,000円、申立期間②は12万9,000円、申立期間③は11万2,000円、申立期間④は9万8,000円、申立期間⑥は12万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年6月28日
⑤ 平成19年6月29日
⑥ 平成19年12月19日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑥について、申立人から提出された預金取引明細表及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、10万円から15万円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、9万8,000円から12万9,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は12万4,000円、申立期間②は12万9,000円、申立期間③は11万2,000円、申立期間④は9万8,000円、申立期間⑥は12万4,000円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤について、賞与関連資料から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（11万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は14万2,000円、申立期間②は16万3,000円、申立期間③は15万8,000円、申立期間④は13万7,000円、申立期間⑥は16万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年6月28日
⑤ 平成19年6月29日
⑥ 平成19年12月19日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑥について、申立人から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、14万円から19万円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、13万7,000円から16万6,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万2,000円、申立期間②は16万3,000円、申立期間③は15万8,000円、申立期間④は13万7,000円、申立期間⑥は16万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤について、賞与関連資料から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は20万9,000円、申立期間②は19万7,000円、申立期間③は16万7,000円、申立期間④は17万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月30日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年6月28日
⑤ 平成19年6月29日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、18万円から23万円までの標準賞与額に相当する賞与を支給され、16万7,000円から20万9,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は20万9,000円、申立期間②は19万7,000円、申立期間③は16万7,000円、申立期間④は17万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤について、上記賞与支給明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（21万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（三重）厚生年金 事案 8672

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年8月25日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和17年6月から20年7月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月頃まで
年金事務所から、A社の厚生年金保険の被保険者記録が見付かったとの連絡があった。

A社には終戦まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る労働者年金保険被保険者名簿では、昭和18年10月及び19年7月に標準報酬月額の改定の記録が記載されているが、資格取得日及び喪失日が空欄となっている申立人と同姓同名で、かつ生年月日が同一の基礎年金番号に統合されていない労働者年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人の姉によると、「申立人は、学校を卒業後、A社に入社し、終戦の時まで勤務していた。」と証言していることから、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同姓同名で、かつ生年月日が同一の被保険者は、申立人のほかに見当たらず、当該未統合記録は、申立人の労働者年金保険被保険者記録であると認められる。

一方、当該未統合記録には、前述のとおり資格取得日及び喪失日が確認でき

ないところ、A社が保管する厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名が確認できる上、申立人の入社日は昭和16年4月22日と記載されていることが確認できる。

また、申立人のA社における労働者年金保険被保険者資格取得日については、同社が保管する上記厚生年金保険被保険者名簿において、昭和17年1月1日と記載されているが、同年1月から同年5月までについては、労働者年金保険制度発足前の準備期間であることから、労働者年金保険被保険者として保険料徴収は行われておらず、年金額の計算の基礎とならない期間となる。

さらに、A社は、「当社が保管する厚生年金保険被保険者名簿に記載されている従業員は、昭和20年8月25日まで厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年8月25日とすることが妥当である。

なお、昭和17年6月から20年7月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 16 年 2 月
③ 平成 16 年 8 月

申立期間の賞与記録が無い。会社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までについて、A社から賞与が支給されたと主張しているところ、同社の清算人から提出された申立人の平成 16 年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人は、当該期間のうち、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていなかったことがうかがえる。

また、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間①から③までに係る賞与記録について、「賞与支払届の届出が無く、申立てに係る記録が無い。」と回答しているとともに、同健康保険組合から提出された適用台帳において、当該期間に係る賞与記録は確認できない。

さらに、申立人の居住地を管轄するC市は、申立期間①から③までに係る市民税・県民税証明書は保存期限を経過したため保管していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 16 年 2 月
③ 平成 16 年 8 月

申立期間の賞与記録が無い。会社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までについて、A社から賞与が支給されたと主張しているところ、同社の清算人から提出された申立人の平成 16 年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人は、当該期間のうち、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていなかったことがうかがえる。

また、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間①から③までに係る賞与記録について、「賞与支払届の届出が無く、申立てに係る記録が無い。」と回答しているとともに、同健康保険組合から提出された適用台帳において、当該期間に係る賞与記録は確認できない。

さらに、申立人の居住地を管轄するC市は、申立期間①から③までに係る市民税・県民税証明書は保存期限を経過したため保管していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8675

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 1 日から 39 年 12 月 1 日まで
昭和 37 年 5 月 25 日にA社B支店（現在は、C社B支店）に入社し、40年5月18日に退職するまで継続して勤務していたが、37年12月1日から39年12月1日まで厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社B支店に勤務していたことはうかがえるものの、その勤務期間を特定できる証言が得られない上、C社B支店は、「申立人の保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間において、A社B支店の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「責任者の裁量で厚生年金保険に加入しない者もいた。」と証言していることから、申立期間当時、同社同支店では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「一度、C社D支店に行ったことがある。」と主張しているところ、C社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い上、同社B支店は、同社D支店や、同社本社にも当時の関連資料等は保管していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8676（岐阜厚生年金事案 175 及び 1951 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 29 日から 46 年 9 月 10 日まで

申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いため、被保険者として認めてほしいとして、これまでに2回申し立てたところ、いずれも年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、これまでの結果に納得できない。今回、新たな資料は無いが、当時、自分と子供は、健康保険証を使って病院で受診していることは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、A社の事業主及び同僚が作成した在籍証明書並びにこれらの者の証言から、申立人が申立期間に勤務していたことは推認できるものの、同社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、健康保険被保険者番号は連番となっており、欠番が無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難いこと、また、申立期間に係る事業主の在籍証明書は、記載内容を裏付ける関連資料が無いことなどから、既に年金記録確認岐阜地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 21 年 2 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る2回目の申立てについては、申立人は、「昭和 44 年生まれの子供を被扶養者とした保険証を使い、生後間もなくB病院（現在は、C診療所）に入院し、その後、D診療所（現在は、E診療所）にも通院していた。」と主張するとともに、申立期間当時、申立人が勤務していたA社の工場が火災に遭ったことを証明する「り災証明書」を提出し、申立てを行っているものの、C診療所及びE診療所は、「当時のカルテは残っていない。」と回答していることから、申立期間における健康保険被保険者証の使用状況について確認すること

ができないこと、また、提出された「り災証明書」からは、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確認できないことなどから、既に年金記録確認岐阜地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年3月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「これまでの結果に納得できない。新たな資料は無いものの、自分と子供が健康保険証を使い、病院で受診をしていることは間違いなく、妹も証言している。記録を調べれば、当時、健康保険証を使っていることが分かるはずである。健康保険に加入しているので厚生年金保険の被保険者である。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人の子供が受診した病院に当時のカルテが保管されていないことは、既に通知済みである上、申立人自身が受診したとする病院にも当時のカルテは保管されていない。

また、申立人は、記録を調べれば、当時、健康保険被保険者証を使用したことが分かるはずであると主張しているものの、全国健康保険協会は、診療報酬明細書の保管を5年としていることから当時の記録を確認することはできない。

さらに、申立人の妹は、「当時、申立人及び申立人の子供が使用していた健康保険証は、A社の同僚と同じ様式であった。」と証言しているものの、上述のとおり、申立人がA社に係る健康保険被保険者証を使用したことを確認できる資料は見当たらない。

このほかに年金記録確認岐阜地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 31 日まではA省B局C出張所で、同年 4 月 1 日から 44 年 3 月 31 日までは同省同局D出張所で勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 8 日までについて、国家公務員共済組合連合会の回答により、申立人は、A省共済組合の組合員（同省共済組合B局支部）であった記録が確認でき、退職一時金も支給済みとなっていることから、当該期間について、申立人が同省B局に勤務していたことは認められるものの、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 44 年 3 月 9 日から同年 4 月 1 日までについて、申立人は、上述のとおり同年 3 月 8 日にA省B局を退職しており、オンライン記録によると、申立人は、同年 3 月 10 日から同年 4 月 30 日までE共済組合において組合員であったことが確認できることから、同年 3 月 9 日から同年 4 月 1 日まではA省B局に勤務していたことは認められない。

さらに、A省B局は、「共済組合員が厚生年金保険に加入することは制度上あり得ない。なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いを確認できる資料は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月 1 日から 33 年 2 月 1 日まで
② 昭和 33 年 2 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 8 月 2 日から 36 年 10 月 25 日まで

A社退職後の昭和37年3月30日に脱退手当金が支給された記録となっているが、請求した覚えは無く、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 10 月 25 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした 17 人（申立人を除く。）のオンライン記録を調査したところ、11 人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされている上、当時の事務担当者が、「会社が脱退手当金の手続をしていた。辞めるときに受給する人は多かった。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 3 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 18 日から 42 年 1 月 26 日まで
② 昭和 42 年 1 月 26 日から同年 2 月 19 日まで
③ 昭和 42 年 3 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 45 年 3 月 17 日から 46 年 2 月 7 日まで

A社を退職後に脱退手当金を支給された記録になっているが、脱退手当金をもらっていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和46年5月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。